

記載要領等	贈与税の納税猶予の継続届出書
-------	----------------

《届出をする必要のある方》

- 1 次に掲げる方は、贈与税の申告期限から3年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けた旨税務署長に届け出る必要があります。

届出をする必要のある方	
平成6年分以前の贈与	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人
	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の贈与に限る。）
平成7年分以降の贈与	③ 納税猶予を受けている全ての人

（注） 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を引き続き受けた旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

- 2 営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記1の「届出をする必要のある方」以外の方（特定貸付けの適用を受けている方にあつては、営農困難時貸付けの適用を受けた後に特定貸付けの適用を受けた方に限ります。）は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けた旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けた旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

（注） 上記に掲げる方が特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて特定貸付けの適用を引き続き受けた旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

- 3 特定貸付けの適用を受けている方で、上記1の「届出をする必要がある方」又は2に掲げる方以外の方は、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けた旨及び特定貸付けの適用を引き続き受けた旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

（注） 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けた旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

《記載要領等》

- 1 記載事項2の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成28年4月1日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。
- 2 記載事項4については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。

<贈与税の納税猶予の継続届出書 記載要領等>

- 3 上記《届出をする必要のある方》1の②又は③に該当する方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。
- 4 営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を受けている方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」も提出してください。
- 5 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等の全てを一時的道路用地等の用に供している場合、営農困難時貸付けを行っている場合又は特定貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。
- 6 この届出書を提出する前3年間に農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地に該当することとなった特例農地等がある場合には、特例農地等の異動の明細書とその特例農地等が同法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付する必要があります。